昭和五十三年法務省令第五十五号 司法書士法施行規則

改正する法律(昭和五十三年法律第八十二号)附 目 十五年法務府令第七十二号)の全部を改正する省 律を実施するため、司法書士法施行規則(昭和二 則第三項後段の規定に基づき、並びにこれらの法 第七条第一項、第十八条及び司法書士法の一部を 令を次のように定める。 司 法書士法 (昭和二十五年法律第百九十七号)

総則(第一条・第一条の二)

第二節 節 司法書士試験等 司法書士となる資格の認定 司法書士試験(第二条—第六条) (第七

第 三 節簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに 必要な能力の認定(第八条―第十四

第五章 第四章 司法書士の義務 司法書士法人(第三十一条—第三十七 登録(第十五条— (第十九条—第三十 -第十八条の二)

第七章 第八章 第六章 条の六) 日本司法書士会連合会 司法書士会(第四十条—第四十四条) 懲戒 (第三十七条の七―第三十九条) (第四十五条・

第九章 公共嘱託登記司法書士協会(第四十六 条—第五十一条) 第四十五条の二)

附則

章 総則

三百七十九号) その他の法令に定めるもののほう。)、司法書士法施行令(昭和五十三年政令第 二十五年法律第百九十七号。以下「法」とい 立及び業務執行については、司法書士法(昭和記司法書士協会(以下「協会」という。)の設士法人の事務所及び業務執行並びに公共嘱託登 の認定、登録、事務所並びに業務執行、司法書 司法書士試験、司法書士の資格及び能力

第一条の二 法第三条第一項第八号の法務省令で 固定資産課税台帳(以下「課税台帳」という。) に登録された価格のある土地については、次の 二百二十六号)第三百四十一条第九号に掲げる 定める方法は、地方税法(昭和二十五年法律第 (業務に係る対象土地の価額の算定方法等) 4 験を受けなかつた場合においても、

か、この規則の定めるところによる。

号に掲げる金額を基礎として筆界特定登記官が 各号に掲げる当該申請の日の区分に応じ当該各 認定した価額による方法とする。 で課税台帳に登録された価格のあるものの次の 定の申請の日において当該土地に類似する土地 のない土地については、当該土地に係る筆界特 額による方法とし、課税台帳に登録された価格 区分に応じ当該各号に掲げる金額に相当する価 各号に掲げる筆界特定の申請の日の属する日の

(不正受験者)

を乗じて計算した金額 台帳に登録された当該土地の価格に百分の百 の年の前年十二月三十一日現在において課税 ら三月三十一日までの期間内であるもの そ 筆界特定の申請の日がその年の一月一日か

ら十二月三十一日までの期間内であるもの二 筆界特定の申請の日がその年の四月一日か その年の一月一日現在において課税台帳に登 計算した金額 録された当該土地の価格に百分の百を乗じて

2 合は、百分の五とする。 法第三条第一項第八号の法務省令で定める割

第二章 司法書士試験等 第一節 司法書士試験

(試験期日等の公告)

第二条 法務大臣は、司法書士試験(以下 験」という。)の期日、場所その他試験の実施 告する。 に関し必要な事項をあらかじめ官報をもつて公

に、申請者の写真(提出の日前六月以内に撮影第三条 試験を受けようとする者は、受験申請書 地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出 以下同じ。)を添えて、試験を受けようとする を除く。)かつ正面上半身の背景のないもの。 範囲内において頭部を布等で覆う者である場合 の理由により顔の輪郭を識別することができる チメートルの無帽(申請者が宗教上又は医療上 された縦四・五センチメートル、横三・五セン しなければならない。 (受験手続) 3

を受けようとする者は、前項の受験申請書にそ の旨を記載しなければならない。 法第六条第三項の規定により筆記試験の免除

2

3 印紙をはつて納付しなければならない。 験申請書に受験手数料の額に相当する額の収入 法第六条第四項に規定する受験手数料は、受 前項の受験手数料は、これを納付した者が試

(合格者の公告等)

第四条 法務大臣は、試験に合格した者に合格証 る。 書を交付し、その氏名を官報をもつて公告す

験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取受けようとし、又は受けた者に対して、その試第五条 法務大臣は、不正の手段によつて試験を り消すことができる。

(試験の運用)

内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受け第六条 受験者は、指定された時刻までに試験場 ないで試験室から退室したときは、 受けることができない。 その試験を

2 を守らなければならない。 受験者は、試験場内においては、係員の指

第二節 司法書士となる資格の認定

第七条 法第四条第二号の規定による法務大臣の を通じて、事務所を設けようとする地を管轄すては、退職時の所属庁の長とする。以下同じ。) ならない。 る法務局又は地方法務局の長に提出しなければ を、その所属庁の長(退職している場合にあつ 認定を受けようとする者(以下この条において 「申請者」という。)は、付録様式による申請書 (司法書士の資格の認定)

2 びに本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄が前項の申請書には、申請者の履歴書、写真並 Ŋ 本若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載 ない住民票の写しを添付しなければならな

請書等を送付しなければならない。 る地を管轄する法務局又は地方法務局の長に申 書面を添えて、申請者が事務所を設けようとす定をすることの可否についての意見を記載した たときは、当該申請者に関する法第四条第二号において「申請書等」という。)の提出を受け請書及び前項の添付書類(以下この項及び次項 務局の長である場合を除く。)は、第一項の申 に規定する要件の存否及び同号の規定による認 設けようとする地を管轄する法務局又は地方法 所属庁の長(所属庁の長が申請者が事務所を 3

出又は送付を受けたときは、前項の意見を記載 送付しなければならない。 した書面を添えて、当該申請書等を法務大臣に 法務局又は地方法務局の長は、申請書等の提

5 したときは認定証書を交付し、同項の認定をし ないものとしたときはその旨を通知する。 法務大臣は、申請者に対し、第一項の認定を

了証明書を添えて、

考査を受けようとする地

を

返還しな

第三節 のに必要な能力の認定 簡裁訴訟代理等関係業務を行う

(研修)

第八条 法第三条第三項第一号の法務省令で定め る基準は、次のとおりとする。

び演習により行うものとする。 研修は、次に掲げる事項について、 講義及

事実認定の手法

立証活動

弁論及び尋問技術

朩 訴訟代理人としての倫理

関係業務を行うのに必要な事項 その他法第三条第二項の簡裁訴訟代理等

る。 研修の総時間数は、一〇〇時間以上とす

(研修の指定)

第九条 法第三条第二項第一号の規定による法務 大臣の指定は、同号の法人(以下「研修実施法 人」という。)の申請により行う。

2 務大臣に提出しなければならない。 日程、内容、修了の要件その他研修の実施に関ときは、前条に規定する基準に適合する研修の する計画を記載した書面を添えて、申請書を法 研修実施法人は、前項の申請をしようとする

第十条 研修実施法人は、法第三条第二項第一号

(修了証明書の交付)

第十一条 法務大臣は、法第三条第二項第一号に かどうかを判定するための考査(以下「考査」理等関係業務を行うのに必要な能力を習得した 規定する研修を修了した者について簡裁訴訟代 ればならない。 を修了した者に対し、修了証明書を交付しなけに規定する研修を実施した場合には、当該研修 (能力認定考査)

2 法務省に、考査の問題の作成及び採点を行わ せるため、考査委員を置く。 という。)を実施する。

臣が任命する。 経験のある者のうちから、考査ごとに、 考査委員は、考査を行うについて必要な学識

考査委員は、 非常勤とする。

第十二条 法第三条第二項第二号に規定する認定 (認定申請)

2 らない。 を受けようとする者(以下次項において「認定 申請者」という。)は、考査を受けなければな 認定申請者は、写真及び第十条に規定する修

管轄する法務局又は地方法務局の長に認定申請 書を提出しなければならない

- 3 請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をは、法第三条第五項に規定する手数料は、認定申 つて納付しなければならない。
- (認定者の公告等) は、返還しない。 前項の手数料は、これを納付した後において

第十四条 第二条、第五条及び第六条の規定は 第十三条 法務大臣は、簡裁訴訟代理等関係業務 考査について準用する。 告する。 認定証書を交付し、 を行うのに必要な能力を有すると認定した者に その氏名を官報をもつて公 2

第十五条 司法書士名簿は、日本司法書士会連合 より調製する。 会(以下「連合会」という。)の定める様式に 司法書士名簿には、次の各号に掲げる事項を 3

(司法書士名簿)

第三章

2

記載し、又は記録する。 氏名、生年月日、本籍(外国人にあつて

二 司法書士となる資格の取得の事由及び年月 う。以下同じ。))、住所及び男女の別 九号)第二条第五号ロに規定する地域をい 及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十 は、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理

三 法第三条第二項第二号に規定する法務大臣 の旨、認定年月日及び認定番号 の認定を受けている司法書士にあつては、そ 日並びに登録番号 2

(登録の申請) 事務所の所在地及び所属する司法書士会

第十六条 登録申請書は、連合会の定める様式に

登録申請書には、 ればならない。 次に掲げる書類を添付しな

司法書士となる資格を有することを証する

申請者の写真

次に掲げるいずれかの書

本籍の記載のある住民票の写し

抄本又は戸籍記載事項証明書 本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍

申請者が外国人であるときは、国籍等の

載された外国人住民(住民基本台帳法

に係る住民票の写し の四十五に規定する外国人住民をいう。) (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条

(変更の登録の申請等)

合会の定める様式による書面でしなければなら及び法第十四条の規定による変更の届出は、連第十七条 法第十三条第一項の変更の登録の申請

(登録に関する通知)

第十八条 連合会は、司法書士名簿に登録をした ときは登録事項を、登録を取り消したときはそ 知しなければならない。 の旨を、遅滞なく、当該司法書士の事務所の所 在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通

く通知しなければならない。 務局又は地方法務局の長に登録事項を、遅滞な その旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法 をしたときは、当該司法書士の従前の事務所の 所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に 連合会は、所属する司法書士会の変更の登録

を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しを、遅滞なく、当該司法書士の事務所の所在地 の変更の登録を除く。)をしたときは、その旨 なければならない。 (心身の故障の届出) 連合会は、変更の登録(所属する司法書士会

第十八条の二 法第十六条第二項に規定する法務 因、病後の経過、治癒の見込みその他参考とな 継続が著しく困難となつた場合又は二年以上の能の障害を有する状態となり司法書士の業務の を記載した届出書に、病名、障害の程度、病 休養を要することとなつた場合とする。 省令で定める場合は、当該司法書士が精神の機 法第十六条第二項に規定する届出は、その旨

第四章 司法書士の義務

なければならない。

る所見を記載した医師の診断書を添付して行わ

(事務所)

第十九条 司法書士は、二以上の事務所を設ける ことができない。 (表示)

第二十条 司法書士は、司法書士会に入会したと ない。 きは、 書士の事務所である旨の表示をしなければなら いう。)の定めるところにより、事務所に司法 その司法書士会の会則(以下「会則」と

2 司法書士会に入会していない司法書士は、前 項の表示又はこれに類する表示をしてはならな

3 は、 類する表示をしてはならない。 司法書士は、業務の停止の処分を受けたとき その停止の期間中第一項の表示又はこれに

(職印)

第二十二条 司法書士は、法第三条第一項各号に 第二十一条 司法書士は、会則の定めるところに より、 ない。 (報酬の基準を明示する義務) 業務上使用する職印を定めなければなら

第二十三条 削除

の算定の方法その他の報酬の基準を示さなけれ 掲げる事務を受任しようとする場合には、あら ばならない。 かじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額

第二十四条 司法書士は、他人をしてその業務を 取り扱わせてはならない。 (他人による業務取扱いの禁止)

(補助者)

第二十五条 司法書士は、その業務の補助をさせ

2 司法書士は、補助者を置いたときは、 ばならない。補助者を置かなくなつたときも、 く、その旨を所属の司法書士会に届け出なけれ るため補助者を置くことができる。 同様とする。 遅滞な

3 たときは、その旨をその司法書士会の事務所の 通知しなければならない。 所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に (依頼誘致の禁止) 司法書士会は、前項の規定による届出があつ

第二十六条 司法書士は、不当な手段によつて依 頼を誘致するような行為をしてはならない。 (依頼の拒否)

2 第二十七条 司法書士は、依頼(簡裁訴訟代理等 ておいて、依頼者の請求があるときは、その理関係業務に関するものを除く。) を拒んだ場合 由書を交付しなければならない。 司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務につい

て事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、

第二十八条 司法書士は、その作成した書類(法 に関するものを除く。)の末尾又は欄外に記名 第三条第一項第六号及び第七号に規定する業務 (書類等の作成) その旨を依頼者に通知しなければならない。 職印を押さなければならない。

2 的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては 認識することができない方式で作られる記録で 司法書士は、その作成した電磁的記録(電子

ができるものに限る。)を行わなければならな が当該者に係るものであることを証明すること 名を行つた者を確認するために用いられる事項 臣が指定するものに限る。)により当該電子署 された当該電子署名に係る電子証明書(法務大 号)第二条第一項に規定する電子署名であつ 名を記録し、かつ、電子署名(電子署名及び認 れるものをいう。以下同じ。)に、職名及び氏 あつて、電子計算機による情報処理の用に供さ 証業務に関する法律(平成十二年法律第百二 証明書又は連合会が提供する情報に基づき発行 て、連合会が発行する当該電子署名に係る電子

前項の指定は、 告示してしなければならな

3

(領収証)

第二十九条 らない。 これに記名し、職印を押して依頼者に交付し、 副本は、作成の日から三年間保存しなければな たときは、領収証正副二通を作成し、 司法書士は、 依頼者から報酬を受け 正本は、

2 び保存をすることができる 前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及

3 を詳細に記載し、又は記録しなければならな 第一項の領収証には、受領した報酬額の内訳

(事件簿)

第三十条 司法書士は、連合会の定める様式によ り事件簿を調製しなければならない。

2 ならない。 事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなけ

第五章 司法書士法人

(司法書士法人の業務の範囲

第三十一条 法第二十九条第一項第一号の法務省 令で定める業務は、次の各号に掲げるものとす

らの業務を行う者を代理し、若しくは補助す 財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれ する地位に就き、他人の事業の経営、他人の 嘱により、管財人、管理人その他これらに類 る業務 当事者その他関係人の依頼又は官公署の

一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の 法律行為について、代理、同意若しくは取 員その他これらに類する地位に就き、他人の 嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委

しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監

る講演会の開催、 及び普及の業務 高講演会の開催、出版物の刊行その他の教育司法書士又は司法書士法人の業務に関連す

十三条の二第一項に規定する特定業務 する法律(平成十八年法律第五十一号)第三 競争の導入による公共サービスの改革に関 3

前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関・法第三条第一項第一号から第五号まで及び

(司法書士法人名簿)

第三十三条 司法書士法人名簿は、連合会の定め 第三十二条 連合会は、司法書士法人名簿を備 え、次条第二項に掲げる事項の登録を行う。

載し、又は記録する。 る様式により調製する。 司法書士法人名簿には、次に掲げる事項を記

目的、名称、成立年月日及び登録番号

在地及び所属する司法書士会 主たる事務所の所在地及び当該事務所に常 社員の氏名、住所、登録番号、事務所の所

駐する社員の氏名並びに所属する司法書士会

務所に常駐する社員の氏名 ては、その従たる事務所の所在地及び当該事 従たる事務所を設ける司法書士法人にあつ 2

とする司法書士法人にあつては、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的 事務所に常駐する法第三十六条第二項に規定 理等関係業務を行う事務所の所在地及び当該 する特定社員の氏名

(司法書士法人の成立の届出)

第三十四条 法第三十四条に規定する司法書士法 書面でしなければならない。 人の成立の届出は、連合会の定める様式による

(司法書士法人の定款変更の届出)

なければならない。 の届出は、連合会の定める様式による書面でし (法務局等の長に対する通知) 法第三十五条の規定による定款変更 5

第三十六条 連合会は、司法書士法人名簿に登録 局又は地方法務局の長に通知しなければならな を取り消したときはその旨を、遅滞なく、当該をしたときは登録事項を、司法書士法人の登録 司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務

2 会の変更の登録をしたときは、 連合会は、司法書士法人が所属する司法書士 当該司法書士法

> 地方法務局の長に通知しなければならない。た 除く。)を、遅滞なく通知しなければならない。 士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は したときは、その旨を、遅滞なく、当該司法書 をしている場合における当該通知に係る事項を 法務局の長に登録事項(前項の規定により通知 たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方 務局又は地方法務局の長にその旨を、新たな主 人の従前の主たる事務所の所在地を管轄する法 連合会は、司法書士法人名簿に変更の登録を

当該通知に係る事項については、この限りでな場合において、前項の通知をしたときにおける だし、所属する司法書士会の変更の登録をした 8 7 る。

(準用)

第三十七条 第二十条から第二十二条まで及び第 二十四条から第三十条までの規定は、司法書士 法人について準用する。

(会計帳簿)

第三十七条の二 帳簿については、この条の定めるところによ る 六百十五条第一項の規定により作成すべき会計用する会社法 (平成十七年法律第八十六号)第 法第四十六条第二項において準

成及び保存をしなければならない。 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作

3 ただし、取得価額を付すことが適切でない資産 除き、その取得価額を付さなければならない。 適正な価格を付すことができる。 ついては、この省令に別段の定めがある場合を については、事業年度の末日における時価又は 司法書士法人の会計帳簿に計上すべき資産に 4 3

4 (事業年度の末日以外の日において評価すべき) 償却すべき資産については、事業年度の末日 らない。 同じ。)において、相当の償却をしなければな 場合にあつては、その日。以下この条において

き場合には、当該各号に定める価格を付さなけの末日において当該各号に定める価格を付すべ 次の各号に掲げる資産については、事業年度

がその時の取得原価まで回復すると認められ得原価より著しく低い資産(当該資産の時価事業年度の末日における時価がその時の取 るものを除く。) 事業年度の末日における

二 事業年度の末日において予測することがで きない減損が生じた資産又は減損損失を認識

6 額をした額 すべき資産

ては、時価又は適正な価格を付すことができ 除き、債務額を付さなければならない。ただ ついては、この省令に別段の定めがある場合を し、債務額を付すことが適切でない負債につい

取得した場合に限り、資産又は負債として計上 することができる。

9 は、一般に公正妥当と認められる会計の基準そ の他の会計の慣行を斟酌しなければならない。 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関して

又は映像面に表示する方法とする。

(財産目録)

項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面 二項において準用する会社法第六百十八条第一 する法務省令で定める方法は、法第四十六条第 用する会社法第六百十八条第一項第二号に規定

第三十七条の三 法第四十六条第二項において準 規定により作成すべき貸借対照表については、 用する会社法第六百十七条第一項及び第二項の

2 千円単位又は百万円単位をもつて表示するもの とする。

とする。ただし、その他の言語をもつて表示す き作成しなければならない。 第六百十七条第一項の規定により作成すべき貸 ることが不当でない場合は、この限りでない。 借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づ 貸借対照表は、日本語をもつて表示するもの 法第四十六条第二項において準用する会社法

5 係る会計帳簿に基づき作成しなければならな事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に 第六百十七条第二項の規定により作成すべき各

6 ける変更後の最初の事業年度については、一年は、一年(事業年度の末日を変更する場合にお の期間とする。この場合において、当該期間ては、成立の日)から当該事業年度の末日まで 間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日 六月)を超えることができない。 (当該事業年度の前事業年度がない場合にあつ 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期 2

7 しなければならない 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示

資産 負債

らない。 ができないと見込まれる額を控除しなければな 業年度の末日においてその時に取り立てること 取立不能のおそれのある債権については、事 8

第三十七条の四 法第四十六条第二項において準

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) の他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

のれんは、有償で譲り受け、又は合併により

(貸借対照表)

この条の定めるところによる。 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、

> 成すべき財産目録については、この条の定める 六十九条第一項若しくは第二項の規定により作 用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百

法第四十六条第二項において準用する会社法

その時の取得原価から相当の減

司法書士法人の会計帳簿に計上すべき負債に

9

当な名称を付さなければならない。

ることができる。この場合において、当該各項

前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分す

目については、資産、負債又は純資産を示す適

は、一般に公正妥当と認められる会計の基準そ

前各項の用語の解釈及び規定の適用に関して

第三十七条の五 法第四十六条第三項において準

2 目録に付された価格を取得価額とみなす。 価格を付さなければならない。この場合にお る場合に該当することとなつた日における処分 は、その処分価格を付すことが困難な場合を除 ところによる。 き、法第四十四条第一項各号又は第二項に掲げ て、司法書士法人の会計帳簿については、 前項の財産目録に計上すべき財産について

3 ができる。 を示す適当な名称を付した項目に細分すること て表示しなければならない。この場合にお て、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分し

資産

負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第三十七条の六 法第四十六条第三項において準 るところによる。 成すべき貸借対照表については、この条の定め六十九条第一項若しくは第二項の規定により作 用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百

しなければならない。 前項の貸借対照表は、 財産目録に基づき作成

3 して表示しなければならない。この場合にお 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分

ができる を示す適当な名称を付した項目に細分すること 第一号及び第二号に掲げる部は、その内容

資産

る財産評価の方針を注記しなければならない。 処分価格を付すことが困難な資産がある場合 .は、第一項の貸借対照表には、当該資産に係 第六章 懲戒

(権限の委任等)

第三十七条の七 次に掲げる法務大臣の権限は、 し、第二号及び第三号に掲げる権限について 法務局又は地方法務局の長に委任する。ただ 法第四十九条第一項の規定による通知の 法務大臣が自ら行うことを妨げない。 2

法第四十九条第二項の規定による調

第三十七条の八 法務大臣は、法第四十九条第三 四十二条第一項の規定による調査を行つた法務 項の規定による聴聞を行おうとするときは、第 局又は地方法務局の長の意見を聴くものとす 法第五十条第一項の規定による通告 法第六十条の規定による報告の受理

務局又は地方法務局の長に委任することができ第四十九条第三項の規定による聴聞の権限を法 法務大臣は、必要があると認めるときは、法

(懲戒処分の通知)

第三十八条 法務大臣は、法第四十七条第一号若 当該司法書士又は司法書士法人の所属する司法第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び 法書士又は司法書士法人の所属する司法書士会くは第二号の処分をしたときはその旨を当該司 書士会に通知する。 に、法第四十七条第三号又は第四十八条第一項 しくは第二号又は第四十八条第一項第一号若し 3

第三十九条 削除

第七章 司法書士会

(入会及び退会の通知)

第四十条 司法書士会は、 ない。ただし、登録に伴う入会又は所属する司 務局又は地方法務局の長に通知しなければなら 司法書士の氏名、住所、事務所及び登録番号を いては、この限りでない 法書士会の変更の登録に伴う入会及び退会につ その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法 入会し、又は退会した

(注意勧告の報告)

|第四十一条 司法書士会は、所属の司法書士に対 勧告をしたときは、その旨をその司法書士会の 局の長に報告しなければならない。 事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務 (司法書士法等違反に関する調査) し法第六十一条の規定により注意を促し、又は

第四十一条の二 法務局又は地方法務局の長は、 他の関係資料の調査を、その管轄区域内に設立務局又は地方法務局の保有する登記申請書その 必要があると認めるときは、法又は法に基づく された司法書士会に委嘱することができる。 命令の規定に違反する事実の有無について、法 司法書士会は、前項の規定による調査の委嘱

3 た法務局又は地方法務局の長に報告しなければ を受けたときは、その調査の結果を、委嘱をし ならない。 第一項の規定による委嘱に係る調査の事務に

ら利用し、又は提供してはならない。 会の報告の用に供する目的以外の目的のため 従事した司法書士は、前項に規定する司法書士 に、当該事務に従事した際に知り得た情報を自

(資料及び執務状況の調査)

第四十二条 法務大臣 (法第七十一条の二の規定 ことができる。 局又は地方法務局の長を含む。次項及び第三項 る懲戒の手続に関する権限の委任を受けた法務 務状況を調査し、又はその職員にこれをさせる の保存する事件簿その他の関係資料若しくは執 において同じ。)は、必要があると認めるとき により法第四十九条第一項及び第二項に規定す による処分に関し、司法書士又は司法書士法人 は、法第四十七条又は第四十八条第一項の規定

2 書士会に委嘱することができる。 法務大臣は、前項の規定による調査を、 司法

して、委嘱をした法務大臣に報告しなければな を受けたときは、その調査の結果を、意見を付 司法書士会は、前項の規定による調査の委嘱

4 司法書士又は司法書士法人は、正当の理由が を拒んではならない。 ないのに、第一項及び第二項の規定による調査

|第四十二条の二 司法書士会は、所属の会員に対 の求め) (司法書士会の所属の会員に対する資料の提供

して、法第六十条に規定する報告又は法第六十

一条に規定する注意若しくは勧告に必要な範囲

関係資料の提供を求めることができる。 (会則の認可) において、当該会員の保存する事件簿その他の

|第四十三条 法第五十四条第一項の規定により司 認可申請書を提出しなければならない。 法書士会がその会則の認可を申請するには、そ 局又は地方法務局の長を経由して、法務大臣に の司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務

2 えなければならない。 前項の認可申請書には、次に掲げる書面を添

認可を受けようとする会則

とを証する書面 変更が会則の定めるところによりなされたこ 会則の変更の認可を受ける場合には、その

第四十四条 法務大臣は、法第五十四条第二項の 局の長を経由して、通知する。事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務 規定により認可し、又は認可しない旨の処分を したときは、その旨を当該司法書士会に、その

2 第四十三条第二項の規定は、前項の場合に準 第四十五条 法第六十四条本文の規定により連合 に認可申請書を提出しなければならない。 会がその会則の認可を申請するには、法務大臣 第八章 日本司法書士会連合会 2

(連合会への情報提供)

用する。

じ、司法書士会の会員の品位を保持するため司第四十五条の二 法務大臣は、連合会の求めに応 嘱に関する情報を提供することができる。 法書士会及びその会員の指導に必要な限度にお いて、第四十二条第二項の規定による調査の委

第四十六条及び第四十七条 削除 第九章 公共嘱託登記司法書士協会

(協会の領収証)

第四十八条 協会は、嘱託人から報酬を受けたと 保存しなければならない。 は嘱託人に交付し、副本は作成の日から三年間 内訳を記載した領収証正副二通を作成し、正本 きは、その年月日、件名並びに報酬額及びその

2 前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及 び保存をすることができる。 (協会の事件簿)

第四十九条 協会は、事件簿を調製し、嘱託を受 けた事件について、件名、嘱託人、受託年月日 ならない。 及び事件を取り扱う司法書士を記載しなければ

2 いて準用する。この場合において、 第三十条第二項の規定は、前項の事件簿につ 同条第二項

> 中「七年間」とあるの えるものとする。 は、「五年間」と読み替

(届出、報告及び検査)

第五十条 協会が次の各号のいずれかに該当する 局長」という。)及びその管轄区域内に設立さ は地方法務局の長(以下この条において「管轄 その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又 場合には、当該協会は、遅滞なく、その旨を、 れた司法書士会に届け出なければならない。 社団・財団法人法」という。)第六章第四節律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般 一般社団法人及び一般財団法人に関する法

二 定款を変更したとき (前号に該当するとき を除く。)。

を除く。)。

るとき及び法第六十八条の二に規定するとき に規定する登記をしたとき(第三号に該当す

三 解散したとき(法第七十条において読み替 えて準用する法第四十八条第一項第三号の規 定による処分があつたときを除く。)。

該各号に定める書類を添付しなければならな は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当 協会は、前項の規定による届出をするとき

総会の決議を経たことを証する書面 前項第三号の場合 前項第二号の場合 新旧定款の対照表及び 解散の事由の発生を証

する書面

の各号に掲げる書類を管轄局長に提出しなけれ 協会は、事業年度の始めから三月以内に、次 ならない。

当該事業年度の事業計画の概要を記載した

及び事業報告並びにこれらの附属明細書を びにこれらの附属明細書(一般社団・財 人法第百二十三条第二項に規定する計算書類 前事業年度に係る計算書類及び事業報告並

三 前事業年度における社員の異動の状況を記 簿(一般社団・財団法人法第三十一条に規定 載した書面及び当該事業年度の始めの社員名 する社員名簿をいう。)の写し

告若しくは資料の提出を求め、又はその職員を 務局の長は、同項の規定により、 とができる して協会の業務及び財産の状況を検査させるこ 法第六十九条の二第二項の法務局又は地方法 協会に対し報

5 ればならない。 分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ (協会に対する懲戒処分の通知) 前項の規定により検査をする職員は、その身

第五十条の二 法務局又は地方法務局の長は、 協会の社員が会員として所属する司法書士会に 通知しなければならない。 又は第二項の処分をしたときは、その旨を当該 第七十条において準用する法第四十八条第一項:五十条の二 法務局又は地方法務局の長は、法 6

第五十一条 第二十六条及び第二十七条の規定は えるものとする。 第四十八条第一項の規定による処分」と読み替 は「法第七十条において読み替えて準用する法 第四十八条第一項の規定による処分」とあるの 局の長」と、同条第一項中「法第四十七条又は 次項及び第三項において同じ。)」とあり、及び 任を受けた法務局又は地方法務局の長を含む。 第二項に規定する懲戒の手続に関する権限の委一条の二の規定により法第四十九条第一項及び の場合において、同条中「法務大臣(法第七十 に対する懲戒について、それぞれ準用する。こ 協会の業務について、第四十二条の規定は協会 「法務大臣」とあるのは「法務局又は地方法務 3 2

(施行期日)

この省令は、 昭和五十四年一月一日 から施行

(経過措置の原則)

2 この省令による改正後の規定は、この省令の の省令による改正前の規定によつて生じた効力 施行前に生じた事項にも適用する。ただし、こ

(懲戒処分に関する経過措置)

司法書士法施行規則に違反した者に対する懲戒 処分に関しては、なお従前の例による。 (従前の司法書士に関する経過措置) 司法書士法の一部を改正する法律(昭和五十 この省令の施行前にこの省令による改正前の

令で定める事項は、 三年法律第八十二号)附則第三項後段の法務省 次の各号に掲げるものとす

- 氏名及び生年月日
- 事務所の所在地
- 本籍及び住所

司法書士会に入会した年月日 認可の年月日及び認可番号

る。

の省令は、

平成十年十月一日から施行す

5 六 その他司法書士名簿に登録すべき事項 ればならない。 を添えて、所属の司法書士会を経由してしなけ 前項の事項の届出は、届出書に届出者の写真

書士名簿を調製しなければならない。 あつたときは、その届出に基づき、この省令に よる改正後の司法書士法施行規則第八条の司法

則

第八号)

1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行 則第二項の規定の例による部分の規定は、 する。ただし、附則第二項及び附則第四項中附 の日から施行する。 公布

(司法書士法施行規則の一部改正に伴う経過措

かなければならない。 う。) 第二十条第二項の規定の例により司法書 後の司法書士法施行規則(以下「新規則」とい 行前に、あらかじめ、第一条の規定による改正 士が置くことができる補助者の員数を定めてお 法務局又は地方法務局の長は、この省令の施

項前段の規定による届出をして現に置いている よる許可があるものとみなす。 者を置くことができる旨の同条第三項の規定に 補助者の員数が新規則第二十条第二項の規定に は、現に置いている補助者の員数と同数の補助 より定められた補助者の員数を超える場合に による改正前の司法書士法施行規則第二十条第 一項の規定により承認を受け、かつ、同条第五 この省令の施行の際司法書士が第一条の規定

第三八号) 則

この省令は、公布の日から施行する。 附 則

この省令は、昭和六十一年六月一日から施行

附 則 (平成七年三月二七日法務省令第

この省令は、 平成七年四月一日から施行す

附 一七号) 則 (平成一〇年四月七日法務省令第

法務局又は地方法務局の長は、前項の届出が

(昭和五九年三月二六日法務省令

(施行期日)

(昭和六〇年七月二五日法務省令

令第五二号) (昭和六〇年一二月一三日法務省

一四号)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

2

整備法第九十五条の規定によりなお従前の

この省令は、公布の日から施行する。 第五八号)

第三一号) 抄

(施行期日)

報告又は届出については、なお従前の例によ

う。以下この条において同じ。)に係る申請、

第一項に規定する特例社団法人であるものをい

社団法人である協会(整備法第二百三十一条第 によるものとされた法務大臣に対してする特例

項の一般社団法人であって整備法第四十二条

第一条 この省令は、不動産登記法の施 (平成十七年三月七日) から施行する

令第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法等の一部を改 正する法律の施行の日から施行する。

第二八号) (平成一八年三月二九日法務省令

なお従前の例による。

特例社団法人である協会については、新規則

当該調査結果の法務大臣への報告については、

特例社団法人である協会の業務等の調査及び

行後においても、なお効力を有する。

附 則 (平成一九年八月三〇日法務省令 6

限る。) の規定は、適用しない。

十九条及び第四十二条の規定を準用する部分に 第五十条、第五十条の二及び第五十一条(第三

(施行期日)

附 則 (平成二〇年一二月一日法務省令

第七〇号) 抄

を法務大臣を経由して提出しなければならない 十九条第四項の規定により同条第二項の申請書 長を経由してしなければならない。整備法第六 所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の 請又は届出は、特例社団法人である協会の事務

整備法の規定により法務大臣に対してする申

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団 から施行する。ただし、第一条中司法書士法施いう。) の施行の日(平成二十年十二月一日) 法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財 二条第八項及び第三条第八項の規定は、 九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第 定、第二条中土地家屋調査士法施行規則第三十 行規則第四十一条の次に一条を加える改正規 法律の整備等に関する法律(以下「整備法」と 団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 十二年四月一日から施行する。 平成二

第二条 この省令による改正後の司法書士法施行 する。ただし、この省令による改正前の司法書 除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用 の規定は、この附則に特別の定めがある場合を 規則(以下この条において「新規則」という。) 士法施行規則 (以下この条において「旧規則」

(平成一五年四月一日法務省令第 という。)の規定によって生じた効力を妨げ

附 則 (平成一五年七月二八日法務省令

則 (平成一七年二月二八日法務省令

附則 (平成一七年一一月一一日法務省 行の 日 3 書士協会の定款の変更の認可の申請について は、旧規則第四十七条の規定は、この省令の この省令の施行前にされた公共嘱託登記司

4

|第一条 この省令は、会社法 (平成十七年法律第 八十六号)の施行の日から施行する。 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 第五一号) 抄

(施行期日) 見を付すときも、同様とする。 め、日本司法書士会連合会の意見を聴くものと 可の申請に対する処分をするには、あらかじ の変更の認可又は整備法第六十九条第一項の認法務大臣は、特例社団法人である協会の定款 場合も、同様とする。

する。整備法第六十九条第五項の規定により意

新規則第四十一条の二の規定による委嘱は、

(司法書士法施行規則の一部改正に伴う経過措

についてするものとする。 務局に提供された登記申請書その他の関係資料 平成二十二年四月一日以後に法務局又は地方法 第三一号) 第二七号) 則 (平成二四年六月二一日法務省令

(平成二三年一一月七日法務省令

この省令は、公布の日から施行する。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱 した者等の出入国管理に関する特例法の一部を この省令は、出入国管理及び難民認定法及び

改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九

号)の施行日(平成二十四年七月九日)から施

三四号) 附 則 (令和元年九月一三日法務省令第

備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の係る措置の適正化等を図るための関係法律の整 施行の日(令和元年九月十四日)から施行す この省令は、成年被後見人等の権利の制限に

三号) 附 則 抄 (令和二年七月二日法務省令第四

(施行期日)

査士法の一部を改正する法律の施行の日(令和第一条 この省令は、司法書士法及び土地家屋調 条の規定は令和三年度以降に行われる土地家屋 調査士試験について、それぞれ適用する。 後の土地家屋調査士法施行規則第四条及び第七度以降に行われる司法書士試験について、改正 の司法書士法施行規則第六条の規定は令和三年 二年八月一日)から施行する。ただし、改正後 (経過措置)

規則第三十条第二項及び土地家屋調査士法施行第二条 この省令による改正前の司法書士法施行 るその保存期間については、なお従前の例によの省令の施行の際既に経過していた場合におけ 規則第二十八条第二項に規定する保存期間がこ

一四号) 附則 (令和三年三月二九日法務省令第

(施行期日)

1

る。 この省令は、 令和三年四月一日から施行す

(経過措置)

場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前る省令第二条第二項(第三条において準用する 改正後の不動産登記規則第二百十一条及び第二 びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及びこの省令の施行前にされた筆界特定の申請並 の例による。 の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関す 東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定 正後の大規模災害からの復興に関する法律及びる場合を含む。)並びに第二条の規定による改 百四十七条第三項(同条第七項において準用す 第七項の申出については、第一条の規定による

二四号) 則 (令和四年三月二九日法務省令第

この省令は、令和五年三月三十一日から施行 | **付録様式(第7条第1項)**

事 務 所 設置予定地